

総務委員会議案説明資料

令和 7 年 9 月 2 2 日

件 名	頁
1 第 9 6 号議案 足立区災害対策条例の一部を改正する条例	2

(危機管理部)

第 9 6 号議案説明資料

令和 7 年 9 月 2 2 日

件 名	足立区災害対策条例の一部を改正する条例												
所管部課名	危機管理部 災害対策課												
内 容	1 改正目的 平成 1 4 年 1 月 1 日に施行された足立区災害対策条例について、近年の激甚化かつ複合化する災害に即応すること、災害関連死を防止することを目的に、区議会、足立区避難所運営会議、パブリックコメント等での意見を踏まえ、以下のとおり条例の一部を改正する。 2 改正方針 (1) 災害関連死の防止など、過去の災害の教訓を生かした見直しを図る。 (2) 区（区長）・区民・事業者の責務（災害に備えて果たすべき役割）を具体化する。 (3) 避難所の整備や各家庭での増備蓄など、現在及び今後の取り組み方針を追加する。 3 改正内容 (1) 新規条文として追加するもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>改正の方向性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td> 「区（区長）の責務」へ追加 (1) 災害後の区民生活の早期安定に向けて、業務継続計画の整備と検証を新設。 (2) 避難所の整備（建物確保・備蓄物資・生活衛生環境等）についての条文を新設。 (3) 災害関連死の防止についての条文を新設。 (4) 職員の育成についての条文を新設。 </td></tr> <tr> <td>2</td><td> 「区民の責務」へ追加 (1) 逃げ遅れ等防止のため、「自らの命を守る行動」を促す条文を新設。 (2) 地域での助け合い、平時からの関係づくり等を求める条文を新設。 </td></tr> <tr> <td>3</td><td> 「事業者の責務」へ追加 (1) 従業員等の一斉帰宅抑制についての条文を新設。 (2) 事業者の事業継続が区全体の復旧・復興に寄与することを自覚していただくとともに、業務継続計画の策定を求める条文を新設。 </td></tr> <tr> <td>4</td><td>複合災害に対する施策検討についての条文を新設。</td></tr> <tr> <td>5</td><td>毎月 1 9 日を「あだち備蓄の日」とする条文を新設。</td></tr> </tbody> </table>	No.	改正の方向性	1	「区（区長）の責務」へ追加 (1) 災害後の区民生活の早期安定に向けて、業務継続計画の整備と検証を新設。 (2) 避難所の整備（建物確保・備蓄物資・生活衛生環境等）についての条文を新設。 (3) 災害関連死の防止についての条文を新設。 (4) 職員の育成についての条文を新設。	2	「区民の責務」へ追加 (1) 逃げ遅れ等防止のため、「自らの命を守る行動」を促す条文を新設。 (2) 地域での助け合い、平時からの関係づくり等を求める条文を新設。	3	「事業者の責務」へ追加 (1) 従業員等の一斉帰宅抑制についての条文を新設。 (2) 事業者の事業継続が区全体の復旧・復興に寄与することを自覚していただくとともに、業務継続計画の策定を求める条文を新設。	4	複合災害に対する施策検討についての条文を新設。	5	毎月 1 9 日を「あだち備蓄の日」とする条文を新設。
No.	改正の方向性												
1	「区（区長）の責務」へ追加 (1) 災害後の区民生活の早期安定に向けて、業務継続計画の整備と検証を新設。 (2) 避難所の整備（建物確保・備蓄物資・生活衛生環境等）についての条文を新設。 (3) 災害関連死の防止についての条文を新設。 (4) 職員の育成についての条文を新設。												
2	「区民の責務」へ追加 (1) 逃げ遅れ等防止のため、「自らの命を守る行動」を促す条文を新設。 (2) 地域での助け合い、平時からの関係づくり等を求める条文を新設。												
3	「事業者の責務」へ追加 (1) 従業員等の一斉帰宅抑制についての条文を新設。 (2) 事業者の事業継続が区全体の復旧・復興に寄与することを自覚していただくとともに、業務継続計画の策定を求める条文を新設。												
4	複合災害に対する施策検討についての条文を新設。												
5	毎月 1 9 日を「あだち備蓄の日」とする条文を新設。												

(2) 現行条文を改正するもの

改正の方向性		
No.	旧	新
1	「自助・共助・公助」の考え方を基に、それぞれが責務と役割を果たし、連携を図るという方針。	「自助・共助・公助」の考え方を基に、それぞれが単独で責務と役割を果たすものではなく、相互に支え合い、つながり合うことで、より一層力を発揮していく方針とする。
2	区民に対し、家庭での備蓄は「飲料水及び食糧の確保」という記載のみ。	区民に対し「少なくとも3日分の飲料水、食糧及び医薬品等の生活物資の備蓄」を求める。
3	区民の帰宅困難者対策の取り組みとして「徒歩ルートの確認」「家族との連絡手段の確認」を求める記載のみ。	区の帰宅困難者対策の取り組みとして「一時滞在施設の確保」「一斉帰宅の抑制」の方針を追加。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行年月日

本条例の公布日

足立区災害対策条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区災害対策条例 平成13年12月25日条例第60号 足立区災害対策条例を公布する。 足立区災害対策条例 目次 <u>（新設）</u> 第1章 総則 第1節 目的等（第1条・第2条） 第2節 区長の責務（第3条—第8条） 第3節 区民の責務（第9条） 第4節 事業者の責務（第10条） 第2章 予防対策 第1節 災害に関する研究、公表等（第11条） 第2節 災害に強いまちづくりの推進（第12条） 第3節 建築物等の安全の確保（第13条—第17条） 第4節 火災の防止等（第18条—第21条） 第5節 防災広報及び防災教育（第22条・第23条） 第6節 防災組織（第24条—第26条） 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり（第27条） 第8節 ボランティアへの支援（第28条） 第9節 要援護者に対する施策（第29条） <u>（新設）</u> 第10節 防災訓練（第30条・第31条） 第11節 区民等の意見（第32条） 第3章 応急対策 第1節 応急体制等の整備（第33条—第35条）	○足立区災害対策条例 平成13年12月25日条例第60号 足立区災害対策条例を公布する。 足立区災害対策条例 目次 <u>前文</u> 第1章 総則 第1節 目的等（第1条—第3条） 第2節 区長の責務（第4条—第11条） 第3節 区民の責務（第12条・第13条） 第4節 事業者の責務（第14条・第15条） 第2章 予防対策 第1節 災害に関する研究、公表等（第16条） 第2節 災害に強いまちづくりの推進（第17条） 第3節 建築物等の安全の確保（第18条—第22条） 第4節 火災の防止等（第23条—第26条） 第5節 防災広報及び防災教育（第27条—第29条） 第6節 防災組織（第30条—第32条） 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり（第33条・第34条） 第8節 ボランティアへの支援（第35条） 第9節 要配慮者への施策（第36条） 第10節 複合災害に対する施策（第37条） 第11節 防災訓練（第38条・第39条） 第12節 <u>区民、事業者、ボランティア等の意見（第40条）</u> 第3章 応急対策 第1節 応急体制等の整備（第41条—第43条）

改正前	改正後
第2節 避難（<u>第36条—第39条</u>） 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保（<u>第40条</u>） 第4節 帰宅困難者対策（<u>第41条・第42条</u>） 第4章 復興対策（<u>第43条</u>） 第5章 委任（<u>第44条</u>） 付則 <u>（新設）</u>	第2節 避難（<u>第44条—第47条</u>） 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保（<u>第48条</u>） 第4節 帰宅困難者対策（<u>第49条・第50条</u>） 第4章 復興対策（<u>第51条</u>） 第5章 委任（<u>第52条</u>） 付則 <u>足立区（以下「区」という。）は、その地域特性から大地震及び水害に際して甚大な被害の発生が想定される。そのような中、災害から少しでも多くの生命や財産を守り、「死者ゼロ」を目指すために、区が持つあらゆる資源を用いて災害に立ち向かうこととする。</u> <u>令和6年1月1日に発災した能登半島地震をはじめとした大地震、近年多発する局地的な大雨、集中豪雨等、災害が、いつ、どこででも発生し得ることを常に念頭に置き、激甚化かつ複合化する近年の災害に即応できるよう備えておかねばならない。</u> <u>自らのことを自ら守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守る「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」を基本とし、区民、事業者及び区が相互に連携、協力し支え合うことで、誰もが安心して暮らせる真に災害に強いまちの実現を目指すものとする。</u>
第1章 総則 第1節 目的等 （目的） 第1条 この条例は、<u>地震、水害等による自然災害に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「災害対策」という。）に関し、区民、事業者及び足立区（以下「区」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</u> （基本理念）	第1章 総則 第1節 目的等 （目的） 第1条 この条例は、<u>区における災害対策に関し、区民、事業者及び区の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害から現在及び将来の区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。</u> （基本理念）

改正前	改正後
第2条 前条の目的を実現するため、<u>自らの生命は自らが守るという自助の考え方及び地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助の考え方を持つ区民並びに公助の役割を果たす区は、それぞれの責務と役割を明確にし連携を図りながら、災害対策の充実及び強化に努めていくことを基本理念とする。</u>	第2条 前条の目的を実現するため、<u>自らの生命を区民自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」の考え方を基に、区民、事業者及び区が、それぞれの責務と役割を果たしつつ、相互に補完し、つながり合うことで災害対策の充実及び強化に努めることを基本理念とする。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(定義)</u> 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 災害 <u>災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。</u> (2) 防災 <u>災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。</u> (3) 区民 <u>区内に住所又は居所を有する者をいう。</u> (4) 事業者 <u>事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。</u> (5) 防災区民組織 <u>災害から地域社会を守るため、町会・自治会、マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成する組織をいう。</u> (6) 要配慮者 <u>高齢者、障がい者、児童、乳幼児、日本語の理解が困難な外国人、妊産婦その他の災害時において特に配慮を要する者をいう。</u> (7) 避難所 <u>災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設で、一次避難所及び福祉(二次)避難所をいう。</u> (8) 防災関係機関 <u>警視庁、東京消防庁その他の災害対策を実施する東京都(以下「都」という。)の関係機関、協定締結機関及び法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。</u> (9) 帰宅困難者 <u>災害により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間復旧の見通しが立たない場合に際して、通勤、通学、買い物等の目的で自宅から外出しており、駅周辺地域に滞留している者のう</u>

改正前	改正後
第2節 区長の責務 (基本的責務) 第3条 区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 2 前項の目的を達成するため、区長は災害対策に関する事業（以下「災害対策事業」という。）の計画（以下「災害対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。 3 災害対策事業計画の策定に当たっては、区民、事業者及びボランティア（以下「区民等」という。）並びに第24条及び第25条に規定する防災組織の意見を聴くよう努めなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設) 【第8条を移動】</u> <u>(新設) 【第8条2項を移動】</u> (区民及び事業者に対する指導等) 第4条 区長は、災害対策事業計画の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が自主的に行う災害対策	<u>ち、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。</u> 第2節 区長の責務 (基本的責務) 第4条 区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 2 前項に規定する目的を達成するため、区長は災害対策に関する事業（以下「災害対策事業」という。）及び法第42条第1項の規定に基づき足立区防災会議が作成した足立区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の推進を図らなければならない。 3 区長は、前項の災害対策事業及び地域防災計画の推進に当たっては、国、都及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織との連携及び協力に努めるものとする。 4 区長は、災害発生後における区民生活の早期再建を図るため、あらかじめ業務を継続するための計画を策定し、この計画の実施に必要な人員の配置、物資の備蓄及び電力、燃料等の確保をするとともに、必要に応じてこの計画の検証に努めるものとする。 <u>(協力要請)</u> 第5条 区長は、災害対策事業の実施に当たり、必要と認めるときは、他の地方公共団体及び公共的団体等（以下「地方公共団体等」という。）に協力を要請しなければならない。 2 地方公共団体等の災害対策事業につき協力の要請があったときは、区長は、これに応じなければならない。 (区民及び事業者への指導等) 第6条 区長は、災害対策事業の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が自主的に行う災害対策活動に、指導、

改正前	改正後
活動に <u>対し</u> 、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。 (ボランティア <u>に対する</u> 支援)	助言、支援及び協力を行わなければならない。 (ボランティア <u>への</u> 支援)
第5条 区長は、ボランティアが自主的に行う災害対策活動に対し、支援及び協力を行わなければならない。 (区民等への助成)	第7条 区長は、ボランティアが自主的に行う災害対策活動に対し、支援及び協力を行わなければならない。 (<u>区民、事業者、ボランティア等</u> への助成)
第6条 区長は、区民等が行う災害対策活動に対し、必要な助成を行うことができる。 (東京都及び区市町村との連絡調整)	第8条 区長は、 <u>区民、事業者、ボランティア等</u> が行う災害対策活動に対し、必要な助成を行うことができる。
第7条 区長は、災害対策事業の円滑な実施を図り、首都北東部の機能を維持するため、東京都（以下「都」という。）及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、都及び関係する区市町村が実施する災害対策事業に対し支援及び協力を行わなければならない。 (協力要請)	(削除) 【第4条3項と重複するため削除】
第8条 区長は、災害対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体及び公共的団体等（以下「地方公共団体等」という。）の協力が必要と認めるときは、当該地方公共団体等に対して協力を要請しなければならない。	(削除) 【第4条で計画策定について言及しているため、4条の次の条文となるよう移動】
2 他の地方公共団体の災害対策事業につき協力の要請があったときは、区長は、これに応じなければならない。	(避難所の確保及び運営)
(新設)	第9条 区長は、災害の発生に備え、平素から避難所の確保に努めるとともに、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能充実に努めなければならない。
(新設)	2 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。
(新設)	3 区長は、災害時において、避難所の衛生状態を良好に保つよう努めなければならない。
(新設)	4 区長は、災害時において、避難所が区、区民、事業者、防災区民組織、

改正前	改正後
	<u>ボランティア、防災関係機関等との連携により運営できるよう、平素からその良好な関係の構築に努めなければならない。</u> <u>(災害関連死の防止)</u>
<u>(新設)</u>	第10条 区長は、災害関連死（当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものをいう。）の防止に努め、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、避難所への避難者のみならず、車中泊避難者、在宅避難者等に対し、それぞれの状況に応じた必要な支援に努めるものとする。
<u>(新設)</u>	2 区長は、災害関連死を防ぐため、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、備蓄物資の供給のほか、温かい食事の提供、トイレ、風呂等の衛生施設の確保及び管理、就寝スペースの確保等により、生活環境の変化に伴う健康被害の抑制に努めるものとする。 <u>(区職員の育成)</u>
<u>(新設)</u>	第11条 区長は、あらゆる災害事象に対応するため、防災・減災につながる技能及び知識を習得した区職員の育成に努めなければならない。
<u>(新設)</u>	2 区長は、前項に規定する目的を達成するため、足立区災害対策本部条例施行規則（昭和52年足立区規則第30号）第7条に定める分掌事務に応じた防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。
第3節 区民の責務	第3節 区民の責務 <u>(平素から区民がとるべき行動)</u>
第9条 区民は、 <u>災害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</u>	第12条 区民は、<u>防災のため、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</u>
2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう <u>に努めなければならない。</u>	2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
(1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保	(1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

改正前	改正後
(2) 家具の転倒防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 洪水予報等の水害に関する情報の収集 (6) 建築物その他工作物の水害に対する備え (7) <u>飲料水及び食糧の確保</u> (8) 避難の経路、場所及び方法についての確認 3 区民は、<u>区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、</u>自発的に災害対策活動に参加するよう努めなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第4節 事業者の責務 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(2) 家具の転倒防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 洪水予報等の水害に関する情報の収集 (6) 建築物その他工作物の水害に対する備え (7) <u>3日分以上の飲料水、食糧、医薬品、携帯トイレ等の生活物資を備蓄し、これを持ち出すための準備</u> (8) 避難の経路、場所及び方法についての確認 3 区民は、<u>平素から地域における顔の見える関係づくりに努めるとともに、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力し、</u>自発的に災害対策活動に参加するよう努めなければならない。 <u>(災害時に区民がとるべき行動)</u> 第13条 区民は、災害時においては、生命及び身体の安全の確保を最優先とし、様々な媒体を用いて情報を収集し、避難方法の判断に努めるものとする。 2 <u>前項の場合において、区内に開設された避難所へ避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するように努めるものとする。ただし、避難指示その他の避難のための措置の指示等があったときは、その指示等に従って行動しなければならない。</u> 3 区民は、災害時、地域において互いに助け合い、負傷者の救護及び要配慮者の援護に努めるとともに、被災後の自らの地域の生活再建及び復興まちづくりの協力を努めるものとする。 第4節 事業者の責務 <u>(事業者の備え)</u> 第14条 事業者は、事業所に来所する顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）の安全確保のため、平素から災害に備え、必要な対策を講ずるよう努めなければならない。 2 事業者は、災害時において従業員の一斉帰宅を抑制するとともに、従業

改正前	改正後
(新設)	員の3日分の飲料水、食糧、携帯トイレ等の生活物資の備蓄に努めなければならない。
(新設)	3 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、あらかじめ事業を継続するための計画を策定し、必要に応じてその検証に努めるものとする。
	4 学校等（大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設及び保育所その他子育て支援を行う施設をいう。）の設置者又は管理者は、災害時において当該施設内の待機指示その他生徒等の安全確保のため、あらかじめ必要な対策を講ずるよう努めなければならない。 (事業者の努め)
第10条 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、 <u>災害を防止</u> するため、最大の努力を払わなければならない。	第15条 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、 <u>災害の拡大を防止</u> するため、最大の努力を払わなければならない。
2 事業者は、その事業活動に関して災害の拡大を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「 <u>周辺住民</u> 」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。	(削除) 【第14条1項に含めたため削除】
3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における <u>災害</u> を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、 <u>周辺住民等</u> との連携及び協力に努めなければならない。 第2章 予防対策 第1節 災害に関する研究、公表等	2 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における <u>災害による被害</u> を最小限にとどめるため、 <u>平素から</u> 周辺住民に対する災害対策活動を実施する等、 <u>周辺住民</u> との連携及び協力に努めなければならない。 第2章 予防対策 第1節 災害に関する研究、公表等
第11条 区長は、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他災害に関する事項について、 <u>都、国</u> 及び防災関係機関の協力を得て、調査及び研究を行わなければならない。	第16条 区長は、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他災害に関する事項について、 <u>国、都</u> 及び防災関係機関の協力を得て、調査及び研究を行わなければならない。
2 区長は、前項の調査及び研究の成果を、積極的に災害対策に反映させるとともに、区民に公表しなければならない。	2 区長は、前項の調査及び研究の成果を、積極的に災害対策に反映させるとともに、区民に公表しなければならない。
3 区長は、前項に規定するもののほか、 <u>災害対策事業計画</u> その他災害対策に	3 区長は、前項に規定するもののほか、 <u>地域防災計画</u> その他災害対策に関

改正前	改正後
に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。 第2節 災害に強いまちづくりの推進 第12条 区長は、安心して生活できる災害に強い安全なまちづくりを推進するため、<u>都及び国</u>と協力し、地域防災総合計画を策定しなければならない。 2 区長は、<u>都及び国</u>と協力し、前項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。 第3節 建築物等の安全の確保 (一般建築物の耐震性等の確保) 第13条 区長は、一般建築物（次条に定める特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。 (特殊建築物等の耐震性等の確保) 第14条 区長は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他区長が必要と認める建築物の耐震性及び耐火性を確保するため、特に区長が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは建築物の所有者等をして行わせ、又は必要があると認めるときは、当該建築物の改善について助言し、若しくは勧告することができる。 (重要建築物の耐震性等の強化) 第15条 区長は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は施設管理者等をして努めさせなければならない。 (1) 震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる<u>本庁舎及びその他の区の施設</u> (2) 震災時に被災者の一時受入施設となる<u>学校及びその他の区の施設</u> (公共施設等の安全の確保) 第16条 区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及び	する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。 第2節 災害に強いまちづくりの推進 第17条 区長は、安心して生活できる災害に強い安全なまちづくりを推進するため、<u>国及び都</u>と協力し、地域防災総合計画を策定しなければならない。 2 区長は、<u>国及び都</u>と協力し、前項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。 第3節 建築物等の安全の確保 (一般建築物の耐震性等の確保) 第18条 区長は、一般建築物（次条に定める特殊建築物<u>その他区長が必要と認める建築物</u>以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。 (特殊建築物等の耐震性等の確保) 第19条 区長は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他区長が必要と認める建築物の耐震性及び耐火性を確保するため、特に区長が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは建築物の所有者等をして行わせ、又は必要があると認めるときは、当該建築物の改善について助言し、若しくは勧告することができる。 (重要建築物の耐震性等の強化) 第20条 区長は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は施設管理者等をして努めさせなければならない。 (1) 震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる<u>本庁舎その他の区の施設</u> (2) 震災時に被災者の一時受入施設となる<u>学校その他の区の施設</u> (公共施設等の安全の確保) 第21条 区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及び

改正前	改正後
これらに付属する施設の耐震性、耐火性等を強化するとともに、定期的に点検を行い、当該施設の安全確保に努めなければならない。 (落下物の防止)	これらに付属する施設の耐震性、耐火性等を強化するとともに、定期的に点検を行い、当該施設の安全確保に努めなければならない。 (落下物の防止)
第17条 区長は、地震等により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等の危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、 <u>並びに</u> 防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。	第22条 区長は、地震等により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等の危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、 <u>及び</u> 防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。
第4節 火災の防止等 (火災の防止)	第4節 火災の防止等 (火災の防止)
第18条 区長は、災害による火災の発生及びその拡大を防止するため、 <u>都と連携を図り、必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。</u> (新設)	第23条 区長は、災害による火災の発生及びその拡大を防止するため、必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。
(初期消火)	2 区長は、前項に規定する目的を達成するために、必要に応じて、国、都、 <u>他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。</u> (出火防止及び初期消火)
第19条 区民は、火気を使用するときは、出火を防止するため常時監視するとともに、 <u>災害時の出火に備えて消火器等を配備し、出火に際しては初期消火に努めなければならない。</u> (新設)	第24条 区民は、火気を使用するに当たって、出火を防止するため常時 <u>これを監視し、出火に備えて消火器等の配備に努めるものとする。</u>
(新設)	2 区民は、地震等を感じた場合は、まずは身の安全を確保するとともに、 <u>火の元を確認し、出火した際には初期消火に努めなければならない。</u>
(消防水利の確保及び消防力の強化)	3 区民は、 <u>通電火災等の電気に起因する出火を防止するため、避難等で自宅を離れる際は、ブレーカーを遮断する等して出火の防止に努めなければならない。</u> (消防水利の確保及び消防力の強化)
第20条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。	第25条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。
2 区長は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、都と連携し、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。 (延焼遮断帯の整備)	2 区長は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、都と連携し、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。 (延焼遮断帯の整備)

改正前	改正後
第21条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、<u>都と連携を図り、</u>延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。 <u>（新設）</u> 第5節 防災広報及び防災教育 （防災広報） 第22条 区長は、<u>都と連携を図り、</u>防災に関する広報活動を積極的に実施し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （防災教育等） 第23条 区長は、<u>都と連携を図り、</u>学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、<u>防災組織</u>、地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて防災知識の普及に努めなければならない。 <u>（新設）</u> 第6節 防災組織 （防災区民組織） 第24条 区長は、<u>地域の自主的な防災区民組織</u>を育成するため、支援及び協力をを行い、その充実が図られるよう努めなければならない。 （施設の防災組織）	第26条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。 2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、必要に応じて、<u>国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。</u> 第5節 防災広報及び防災教育 （防災広報） 第27条 区長は、防災に関する広報活動を積極的に実施し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。 2 区長は、前項の防災に関する広報活動の実施に当たり、必要に応じて、<u>国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。</u> <u>（あだち備蓄の日）</u> 第28条 区、区民及び事業者の全てが、備蓄について考え、必要な備蓄の品目、量、期限等を見直すために、「あだち備蓄の日」を設ける。 2 「あだち備蓄の日」は、毎月19日とする。 （防災教育等） 第29条 区長は、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、<u>防災区民組織及び第31条の施設の防災組織</u>や地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて防災知識の普及に努めなければならない。 2 区長は、前項の防災教育の実施に当たり、必要に応じて、<u>国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。</u> 第6節 防災組織 （防災区民組織） 第30条 区長は、<u>防災区民組織</u>を育成するため、支援及び協力をを行い、その充実が図られるよう努めなければならない。 （施設の防災組織）

改正前	改正後
第25条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。 (防災リーダーの育成)	第31条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。 (防災リーダーの育成)
第26条 区長は、第24条に規定する防災区民組織及び前条に規定する施設の防災組織の活動の促進を図るため、これらの組織における防災リーダー(災害対策活動について適切な指示を与える等中心的な役割を担う者をいう。)の育成に努めるとともに、防災関係機関が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり	第32条 区長は、<u>防災区民組織及び前条</u>の施設の防災組織の活動の促進を図るため、これらの組織における防災リーダー(災害対策活動について適切な指示を与える等中心的な役割を担う者をいう。)の育成に努めるとともに、防災関係機関が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり
第27条 区長は、災害時に支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク(区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者<u>に対して</u>必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第8節 ボランティアへの支援	第33条 区長は、災害時に支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク(区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者<u>への</u>必要な支援活動を一体的かつ効果的に行う仕組みをいう。)の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 <u>(マンションの災害対策)</u> 第34条 <u>マンションの居住者及びその管理組合は、震災時におけるエレベーターの停止等に備え、平素から非常時に利用できる共用階段及び避難経路を共有するとともに、救出、避難等に必要な物資の備蓄に努めなければならない。</u> 2 <u>マンションの居住者及びその管理組合は、居住者相互及び地域住民と顔の見える関係づくりに努めるものとし、当該マンションにおける防災組織を自主的に結成し、防災訓練その他の防災に関する活動を行うよう努めるものとする。</u> 3 <u>マンションの建築主等は、第1項の備蓄を行うため、必要な場所を建物内に確保するよう努めなければならない。</u> 4 <u>区長は、マンションの災害対策を推進するため、第2項の防災組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。</u> 第8節 ボランティアへの支援

改正前	改正後
第28条 区長は、ボランティアによる<u>被災者に対する支援活動の円滑な実施</u>を確保するため、<u>都と連携を図り、資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。</u> 2 区長は、<u>都と連携を図り、専門ボランティアの育成に努めなければならない。</u>	第35条 区長は、ボランティアによる支援活動の円滑な実施を確保するため、資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。 2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、<u>国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動への意識を高めるための普及啓発及び育成に努めなければならない。</u>
第9節 <u>要援護者に対する施策</u> 第29条 区長は、<u>高齢者、障害者、外国人等災害時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第10節 防災訓練 (防災訓練の実施)	第9節 <u>要配慮者への施策</u> 第36条 区長は、<u>要配慮者への施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 2 区長、区民及び事業者は、<u>要配慮者を含めた全ての住民が、災害時においても等しく安全に暮らせるよう努めなければならない。</u> 3 区長、区民及び事業者は、<u>災害時に要配慮者の避難及び避難生活を支援するため、平素から要配慮者と意見等を交換し、支援の方法について必要な協力体制を構築するよう努めるものとする。</u> 第10節 <u>複合災害に対する施策</u> 第37条 区長は、<u>国、都、他の区市町村、防災関係機関と連携を図り、二次災害（地震に伴い発生する火災、帰宅困難者による集団転倒等をいう。）及び複合災害（地震、豪雨等の複数の災害が同時に、又は連続して発生することで被害が拡大し、災害対応の困難性が増す災害事象をいう。）による被害の拡大を防止するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</u> 2 区民及び事業者は、<u>居住地及び所在地における地震、水害等による被害想定を把握し、各々が災害による被害の予防に努めるとともに、平素から地域の避難体制、避難所等を確認し、災害時に対応できるよう日頃の準備に努めるものとする。</u> 第11節 防災訓練 (防災訓練の実施)
第30条 区長は、<u>都及び防災関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に行</u>	第38条 区長は、<u>国、都、他の区市町村、防災関係機関、防災区民組織等と</u>

改正前	改正後
わなければならない。 2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、規則で定める。 (防災組織の訓練) 第31条 第24条及び第25条に規定する防災組織の長は、災害の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。 2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。 第11節 区民等の意見 第32条 区民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、災害時に危険性のあるものについて区長に意見を述べることができる。 2 区長は、前項の規定により区民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。 第3章 応急対策 第1節 応急体制等の整備 (災害応急体制の整備) 第33条 区長は、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。 2 区長は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水施設及び資器材等の備蓄施設の整備に努めなければならない。 (情報連絡体制の整備等) 第34条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、災害時に的確な情報を区民等に周知する方法を講じなければならない。 (他団体への協力要請の方法) 第35条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及	連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。 2 前項の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、規則で定める。 (防災組織の訓練) 第39条 防災区民組織及び第31条の施設の防災組織の長は、災害の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。 2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。 第12節 区民、事業者、ボランティア等の意見 第40条 区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織は、地域の安全性について常に監視し、災害時に危険性のあるものについて区長に意見を述べることができる。 2 区長は、前項の規定により区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。 第3章 応急対策 第1節 応急体制等の整備 (災害応急体制の整備) 第41条 区長は、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。 2 区長は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水施設及び資器材等の備蓄施設の整備に努めなければならない。 (情報連絡体制の整備等) 第42条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、災害時に的確な情報を区民、事業者、ボランティア等に周知する方法を講じなければならない。 (他団体への協力要請の方法) 第43条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及

改正前	改正後
び伝達に必要な他の地方公共団体等及び防災関係機関等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。 第2節 避難 (避難場所の確保及び一時集合場所の指定) 第36条 区長は、災害時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、あらかじめ都と協議し、広域的な避難場所を確保しなければならない。 2 区長は、地域住民と協議し広域的な避難場所に集団で避難するための一時集合場所をあらかじめ指定しなければならない。 (避難路の整備及び沿道の不燃化) 第37条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の整備に努めなければならない。 2 区長は、避難路の周辺にある建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。 (避難誘導方法の確立) 第38条 区長は、都と連携を図り、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。 (車両による避難の禁止) 第39条 区民は、<u>災害時に避難する時</u>は、路上の混乱と危険を防止するため道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。 2 災害時に走行中の車両の運転者は、当該災害時に行われる交通規制を厳守しなければならない。 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保 第40条 区長は、災害時において、被災者の救出及び救助並びに区民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。 2 区長は、前項の土地及び家屋の利用について利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。	び伝達に必要な他の地方公共団体等及び防災関係機関等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。 第2節 避難 (<u>広域的な避難場所</u>の確保及び一時集合場所の指定) 第44条 区長は、災害時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、あらかじめ都と協議し、広域的な避難場所を確保しなければならない。 2 区長は、地域住民と協議し広域的な避難場所に集団で避難するための一時集合場所をあらかじめ指定しなければならない。 (避難路の整備及び沿道の不燃化) 第45条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の整備に努めなければならない。 2 区長は、避難路の周辺にある建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。 (避難誘導方法の確立) 第46条 区長は、都と連携を図り、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。 (車両による避難の禁止) 第47条 区民は、<u>震災時に避難するとき</u>は、路上の混乱と危険を防止するため道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。 2 災害時に走行中の車両の運転者は、当該災害時に行われる交通規制を厳守しなければならない。 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保 第48条 区長は、災害時において、被災者の救出及び救助並びに区民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。 2 区長は、前項の土地及び家屋の利用について利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

改正前	改正後
3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、区長は、<u>都及び国</u>との調整に努めなければならない。 第4節 帰宅困難者対策 (帰宅困難者の事前準備) 第41条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により来店し、若しくは来所する者で徒歩により容易に帰宅することが困難なものの（以下「帰宅困難者」という。）は、災害時における帰宅に係る安全を確保するために、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を講ずるよう努めなければならない。 <u>（新設）</u> （帰宅困難者対策の実施） 第42条 区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、<u>あらかじめ近隣の区市町村と連携を図り、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>（新設）</u> 第4章 復興対策 第43条 区長は、災害により重大な被害を受けた場合、<u>都、国</u>及び防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。 2 震災の発生前の震災復興に関する対策及び被災後の復興事業については、別に条例で定める。 第5章 委任 第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則	3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、区長は、<u>国及び都</u>との調整に努めなければならない。 第4節 帰宅困難者対策 (平素からの準備及び災害時の責務) 第49条 帰宅困難者となるおそれのある者は、平素から携帯食料、モバイルバッテリー等、災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めるとともに、<u>家族との連絡手段の確保その他必要な準備を講ずるよう努めなければならない。</u> 2 帰宅困難者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅困難者による混乱、事故の発生等を抑制するために、<u>むやみに移動しないよう努めなければならない。</u> （帰宅困難者対策の実施） 第50条 区長は、災害時、帰宅困難者の<u>一斉帰宅による混乱、事故の発生等を防止するため、平素から近隣の区市町村、帰宅困難者対策を推進する団体等と連携を図り、帰宅困難者が円滑に帰宅するための支援方法を検証するとともに、一時滞在施設の確保に努めなければならない。</u> 2 区長は、帰宅困難者の一斉帰宅及びむやみに移動することを抑制するために、<u>帰宅困難者への情報提供、誘導その他の必要な対策を講ずるよう努めるものとする。</u> 第4章 復興対策 第51条 区長は、災害により重大な被害を受けた場合、<u>国、都</u>及び防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。 2 震災の発生前の震災復興に関する対策及び被災後の復興事業については、別に条例で定める。 第5章 委任 第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則

改正前	改正後
この条例は、平成14年 1 月 1 日から施行する。 <u>(新設)</u>	この条例は、平成14年 1 月 1 日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>